

第 20 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成 22 年 1 月 27 日（水）

午前 10 時から

場所：第 1 委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。もうそろそろ 2 月というところで、1 月も終わろうとして、新年気分も抜けてはおりますが、2 月に入ると、今度は 3 月の議会も目前に控えということで、大変慌ただしい時期をこれから迎えようとしておりますけれども、1 月のきょうの会議とできれば 2 月の次の会議でほぼ条例案の議論については終わらせていただきたいなと。本当は 1 年でやる約束だったんですけど、議論に相当時間を割いてしまったということもありまして、その分、後半は随分スピードアップを皆さんにさせていただきまして大変助かっておりますけど、できれば 2 月でほぼめどをつけたいなというふうに考えております。そういう意味で、資料の足りない点、それから、少し議論の不足している点等出るかもしれませんが、そういうねらいでまた少し議論のほうをお願いできればというふうに考えております。そうすると、6 月での提案というところの道筋が見えてまいりますので、ぜひまた皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それから、小坂委員は所用のためきょうは欠席するというふうに聞いておりますので、きょうは欠席ということで御報告をさせていただきます。

それでは、座ってやらさせていただきます。

それでは、ただいまから第 20 回の議会のあり方等検討特別委員会を始めさせていただきます。

まず、事項書に従いまして、第 1 項目の第 19 回の特別委員会におけます議事概要及び決定事項の確認について、事務局長より報告をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、第 19 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項について御説明を申し上げます。

去る 12 月 25 日に開催されました、第 19 回目になりますが、特別委員会において決

定された事項でございます。

まず、第１点目といたしましては、１１月２０日に開催されました第１８回特別委員会の議事概要の確認でございます。議事概要は原案のとおり確定いたしております。

次に、第１９回特別委員会の決定事項といたしましては、まず第１点目、第１０条第４項の公聴広報機能の充実ににおける市民との情報及び意見を交換する場につきましては、条文には具体的には規定せず、必要な事項は別に定めるといふことと決定したところでございます。

２点目といたしましては、第２項で規定しております公開対象の会議から協議会についてはとりえず削除するが、協議会の位置づけが決定した後、整合を図るといふことでございます。

次に、各条文の検討におきましては、前回提出いたしました資料、議会基本条例各市比較表ナンバー６ではわかりにくいとの御意見をいただきましたので、原案と訂正案が比較できるように整理した新しい資料を作成し、次の特別委員会までに各委員に届けるということでございます。

続きまして、議会の議決事件の拡大についてでございます。他市の状況を調査し、結果を報告するということでございます。

また、本日の特別委員会のテーマといたしまして、資料の から までの４項目が決定されております。

最後に、本日の特別委員会の日程、さらには理事懇談会の日程の調整が行われております。

以上が前回の議会のあり方等検討特別委員会におけます決定事項でございます。

【竹井委員長】 ただいま西川事務局長より１９回での決定された事項について報告をいたさせました。特に（１）の の、きょう、ちょっと議長さんは東京に行っていられるのでおられません、協議会の位置づけというのがまだ正式に、要は、公開するかしないかというふうなことも絡んでおりまして、こういふことで、現在は公開対象から外しているということで、協議会の位置づけが決まればその段階で整合を図るといふことで御了承を願いたいというふうに思います。現段階では外してあると。だから、これは代表者会議での議論になりますので、例えば、全員協議会を公開するとかということになりましたら、その段階ではこれを入れるというふうな御理解をお願いをいたしたいというふうに思います。

それから、2のほうにつきましてはお手元のほうに郵送で比較した新旧対照表を届けさせましたので、確認をしていただきたいと思います。

そういうところが前回の協議事項の主な点でございますが、よろしゅうございますか。決定事項についての確認。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それから、議事概要等につきましては、従前の取り扱いどおり、内容を各委員の方に精査いただいて、内容等に訂正があれば事務局のほうにまたお申し出いただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、お手元の配付資料の中に、先ほどの2の(1)の1、意見交換会、議会報告会と、そういう記述がございますが、その意見交換会の別に定めるというふうな格好で文章を変えましたので、その要領の案ということで、今、事務局のほうたたき台をつくってくれましたので、これについて事務局から報告をいたさせます。資料をお手元に配付されていると思いますので、ちょっと確認をお願いしたいと。意見交換会試行要領(案)という、こういうのがお手元に。確認をしていただければ。ありますか。

西川局長より説明願います。

西川局長。

【西川事務局長】 前回の特別委員会で御指示いただきました第10条公聴広報機能の充実における意見交換会や議会報告会の場については、条例で具体的に規定せず、別に定めるというふうに決定され、実施要領の素案的なものを事務局で作成し、提出するようにということでございましたので、その決定を受けて作成いたしましたのが、お手元の亀山市議会意見交換会試行要領(案)でございます。

試行要領といたしましたのは、意見交換の場を段階的にレベルアップすることになっておりますことから、暫定的な措置であることを明確にするため、試行という表現を用いております。

また、要領といたしましたのは、意見交換会の実施方法、あるいは手順、あるいはやるコツについて、当分の間について明らかにすることを目的として定めるというものでございますので、要綱とはせず、要領といたしております。

内容につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上でございます。

【竹井委員長】 1条、要綱、要領の誤字があります。第1条、この「要綱」は「要領」ということで、ちょっと私も確認をしながら、裏のほうに、第9条、成果・効果というところは、この前ちょっと議論をしました鈴鹿市議会の例といいですか、最近、新聞にも載っておりましたけれども、政策提言等があれば、そののところに對しては結論、結果、懇談会の結果というものをできれば政策提言的なものにできないだろうかということで、9条のほうにはそういうものも取りまとめてございます。あくまで案でございますので、正式に条例ができた段階でもう一度この議論は、特に実施していただく委員会の委員長さんとの議論であったり、その取りまとめを行っていただく議長さんとの議論というふうな。この前、正副の委員長会議も行われたように聞いておりますけど、少しそういうところで練り込んでいかないと、あり方委員会だけで要領を決めるというわけにはいきませんので。当然、各委員会の委員の皆さんの御意見もちょうだいすることになりますので、とりあえずたたき台ということで、このような内容でまとめていただいたということで確認をお願いしたいと思います。成案にはなっておりませんので。もし御意見等があればまた言っていただければ構いませんので、不明な点等、よろしくお願いをしたいと思います。

一応こんな形で少し形をつくっていかうかということで報告をいたさせました。確認だけお願いいたします。よろしゅうございますか。

服部副委員長。

【服部副委員長】 言葉の問題で、附則のところの「要綱」となっているのと、それから、もともとの問題で、要領と要綱と言葉の使い方がどう違うのか。

【竹井委員長】 西川局長。

【西川事務局長】 まず、要綱でございますが、自治体において、例えば、執行機関でございますと、行政指導の際の準則として、準則というのは役割を果たしております。ですので、議会であれば、議会としての活動する場合の準則というような位置づけになるかと思います。内部の規範、内規と同じような意味合いになるかと思います。ただ、要領よりは少し重みが上になっているというような。どちらにしても、他に対する強制力はございませんけれども、やはりランクからいくと、要綱があって、もう少し軽い意味合いで要領と。今回の場合は、段階的にと決定いただいておりますので、要綱よりももう少し軽いという意味で、さらに試行もつけまして、試行要領とした。そういうところでございます。

【竹井委員長】 今、服部副委員長からも要領と要綱の違いということでもあった。要

は、一番低いところから始めていこうということだろうと思います。意見交換会自体がまだ正しく固まったものではないと。一応、常任委員会からスタートして、数年経過して形ができれば市民のほうに打って出るというふうな考え方ありますので、試行要領ということでまずはスタートして、これがどんどん固まっていけば「試行」が取れ、常任委員会からまた市民のほうに打って出たときに多分要綱に変わっていくだろうと、少しステップアップも入れて、一番最下位のルールというふうに御理解いただければありがたいと思います。

これにつきましては、実際、具体的な例に入るときにもうちょっと煮詰める作業にも入っていきます。これはあり方よりも、多分議長さんと正副委員長さんの中でもう少しもんでもらうような内容になってくる。ちょっときょうはいらっしゃいませんので、勝手に話してもまずいですが、また相談はしていきたいというふうに思います。

それでは、第19回での決定事項と、それに付随する考え方としての要領の案についての説明は終わりました。第1の項についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、事項書2、議会基本条例の作成についてということで、本題のほうへ入りたいと思います。

前回、皆様のお手元のほうに、12月25日、追加資料ということで1部こういう、これは送らせていただいたやつですので、お手元になれば用意しますが、よろしいですか。持ってきてほしいというふうにはなっておりますと思いますが。忘れることもありますので、よろしいですかね。なければすぐに用意させますので。12月25日の追加資料と右肩に書いたものです。それから、もう一点は、きょう配付をしました1月27日の分、ちょっと表紙が同じような表紙になっていますのでわかりにくいですが。若干一番最初のところで2つ絡む内容がございますので、そこだけちょっと重ねてやらせていただきます。あとは分けてやらせてもらいますので。

それでは、1点だけ2つの表を使いますので、ちょっとそこだけ御了承をお願いして、12月25日の追加資料を見ていただきたいと思います。まず、終わったところはすべて青になっておりますので、1枚めくっていただきまして、表紙を入れまして、3枚目、第4条、議会運営の原則、それから第5条、第7条、第8条、第9条、それから第14条、15条と、この部分について、まず皆さんのほうの御議論をお願いしたいと思います。

まず最初に、4条について少し事務局のほうから確認と提案がしたいということで私のほうに来ておりますので、先に4条について事務局から内容を少し報告させますので、お

時間をちょうだいしたいと思います。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、4条の右側、真ん中の欄は、これは訂正案でございますが、その中の第2項をごらんいただきたいと思います。そして、少し先になるんですが、もう一つの本日の提出資料がございます。こちらのほうの2枚目を見ていただきたいと思いますんですが、12条でございます。この2つをちょっと見比べていただきたいと思いますんですが、まず、本日のこの1月27日の提出資料の12条でございますが、この規定と、この4条第2項の規定が非常に重複しているのではないかということにまず気づいております。

これを調整する方法としてちょっと提案をさせていただきたいんですが、まず、第4条2項の中に、「市長その他の執行機関の市政運営状況を監視すること」というふうになっております。逆に、本日の資料の12条には、「監視し、その評価を明らかにする責務を有する」というふうに記載されておりますので、これは内容的に矛盾しますので、この4条第2項に監視及び評価という言葉、監視機能もやっぱり入れるべきではないかということが1点目でございます。

それで、監視・評価ということを入れていただいたとしても、これは、この4条第2項と第12条が重複規定になっておりますので、これを調整する必要があるというふうに考えます。その調整方法としては2つございまして、まず、12条を削除する方法が1つございます。

そして、もう一つは、またいろいろ資料、済みませんが、議会基本条例各市比較表のナンバー6、前回25日に提出させていただきまして、わかりにくいという非常におしかりをいただいた資料をちょっと見ていただきたいと思いますんですが、その中の10ページをお開きいただきたいと思います。これは当市の訂正案に4条が議会運営の原則ということで載っておりますんですが、この三重県のところを見ていただきたいと思います。第6条に、書き方といたしましては、県の規定、議会運営の原則の第6条第1項に、「議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない」、このように規定しております。それは議会運営の原則のところ規定しております。そして、20ページを見ていただきたいと思います。12条でございます。県のほうでは9条に当たりますが、ここでもはっきり事前、事後の監視というのをうたっております。このような、三重県のように、重複規定にはなっていないですけど、表

現、テクニックでうまく県はやっていると思うんですが、こういうやり方か、もう一つは 12 条を削除する方法、この 2 案があらうかと思いますが、この辺をちょっと御検討いただきたいと思います。

少しおくれて今ごろになっての提案で申しわけございませんが、御審議のほど、よろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

【竹井委員長】 今、事務局長から、4 条と亀山市で言う 12 条、少しダブるような記載があるけれども、分けてやる場合については、三重県型のように少し性格をもうちょっときっちり分けて記述をするという方法をとるのか、12 条の行政の監視・評価という項目をなくすと、一本化をするということになると、この 4 条の 2 については補強しないと評価というのが全く入っていないのと、余り具体的な部分を書いていないので、もうちょっと文章を補強しないと我々が原案で言う監視・評価にはならないのではないかというふうなことで、ちょっと朝、私のほうにも提案がありましたので、急遽、まずその議論をまずお願いをしたいなということです。

要は、行政の監視・評価という項目を 1 個置くのかどうかということですね、条例の中に。置けば相当これは力強い我々の役割になります。置かないとなると、この運営の中で押さえるだけになるということです。ですから、そのところで皆さんのほうの御意見をちょうだいして。

ただ、よく見ますと、よその市で行政の監視・評価を明確にうたっているところはない。三重県だけです。あとは議会運営の原則という、運営のやり方の中にそういうものが入っている。ですから、それは運営のやり方の議論であって、議会の持つ機能や権能ではないというのが、多分、三重県の場合は、そこに行政の監視・評価とする機能を議会が持っているんだというふうに私は取り出したんじゃないかなというふうに感じますが、少しその辺で皆さんのほうの御意見をまたちょうだいしたい。要するに、分けるべきなのか、一本化でいいのかということです。

ちょっと急な提案ですのでわかりにくいかもしれませんが、一番理事懇でもちょっと難しいなといったのは、この行政の監視・評価のところ。どんな形で監視・評価をするのか、どんな形で市民にお伝えをするのか。これは相当難しく厳しい考え方ですので、このところをどのように我々が今後やっていけばいいのかという議論にはなりました。それはきょうの委員会で少しまた皆さんの意見もちょうだいしようかというところで理事懇

談会では分かれておりましたので、同じような問題提起を今させていただいているということです。

前田耕一委員。

【前田（耕）委員】 僕が考えるのは、監視・評価というのをある程度重点的に考えた場合であれば、４条第２項を１２条へ移して、４条第２項を削除して、１２条をもう少し言葉をつけ加えてしても、そのほうがすっきりするんじゃないかなという感じもしないこともないですけども。議会運営の原則の中へ監視・評価を入れるよりは、監視・評価の項目を新たに設けてしまうほうがすっきりするような感じもしないこともないですけども。ほかの皆さんがどうかわかりませんが。

【竹井委員長】 一応削除してもいいのではないかと。それを補強する意味で、１２条側を逆に残すというか、そのほうがわかりやすいのではないかとということですよね。要は、分けるか分けないかの議論をまず最初していただいたほうが、後のことも絡んできますので。

服部副委員長。

【服部副委員長】 この監視・評価については、前文で監視・評価がまず押さえられて、次に出てくるのは、基本方針の１で監視・評価が出てくるんです。だから、結構この問題はたびたび押さえられてきていると思うんです。そういう意味でいくと、要は、私は長との関係が一番重きを置くべきではないかなと、この監視評価についてはね。だから、議会運営という、運営のというよりは、長との関係において議会がどういう役割を果たすんやというところに位置づけるほうがいいんじゃないかなと。重複してどちらかを削るという議論であれば、１２条を生かして４条を削るというほうがすっきりするんじゃないかなと私は思います。

【竹井委員長】 三重県の６条を見ると、そういうことができるような議会運営をやりなさいと書いてあるよね。それが、さっき局長が言っていた、使い分けている。要は、議会運営の原則には、そういうことができるような合議制であったり、円満な効率的な運営をしなさいと、監視・評価ができる、そういう議会運営をせよと、こう書いてあって、さらに、監視・評価を具体的に今度はこっちにきっちりと、決算だ、監査請求だ、さまざまな道具を駆使してきっちりと評価をして県民に明らかにしなさいと、ここまで書くかどうかは別にして、確かによく読むとうまく書いてあるなという気はするので。今、お二人の御意見は分けたらどうだというような御意見ですけど、一本化したらどうだという方はい

らっしゃいますか。逆にそっちのほうが早い。分けたほうがより明確になるのではないかという御意見だと思うんですね、議会の役割が明確になると。

松上委員。

【松上委員】 僕も分けたほうという中で、監視と、また、評価というのは対市長との関係で非常に大事やと思います、マニフェストも含めて。ですから、別に起こしたほうがよりいいなと、そう思います。行政の監視と評価ということを記入して起こすと。そう思います。

【竹井委員長】 もともと起こしてありますので、その案で進めることには特に難しさはない。まとめるほうが逆に難しさはありますけどね。

いいですかね。運営のところに監視・評価、そういう監視・評価ができるような運営をなさいというのが4条側で、12条側はやるということです。全く目的は違うんですね。たまたま今回の原案にちょっとその文言の追記が足りなかったということだと思うんです。ですから、この4の2を残すか残さないか、今度はね。県民にこういうことができるように運営に努めるように努力なさいというふうに入れるのかどうか。それが次の議題になっています。要するに、前田耕一委員の削ったらどうだというようなお話がありましたけど、県民に1点押さえておくかどうかですね。そういう効率的な運営。合議制の機関である議会の役割を果たせというふうにもう一回念を押されているんですね、ここは。そういうのを入れる必要があるのかどうか。

じゃ、まとめよという御意見がございませんので、とりあえず原案のとおり分けた議論で進めさせていただきます。ですから、12条を残したまま、内容はちょっと別にしまして、タイトルは残します。

次に、きょうの進みの中での4条のさっきの2のところ、県民にこういう形で1個置いておくのか、もし内容がわかるのであれば削ってしまうと。少しその辺の御意見を先にちょうだいして。4条をまとめてでも結構です。

前田耕一委員。

【前田（耕）委員】 先ほどのところ、4の2は要らないんじゃないかということで、12条のほうへまとめるほうがすっきりすると思ったんですけども、その中で1つ、言葉のあやといいますか、4は市政の運営状況を監視となっているわけですね。10条では事務の執行の監視。どうその違いを出してくるかというのが。一緒のことやということであれば4の2は要らんし、ちょっとこの中身は意味が違うんやということであれば4の

2も残さないかんし、12条も必要やと思うんですけども、その辺、どういう意図を持ってこの言葉を理解していけばええのかというのがちょっと疑問、わからん部分もあるんですよ。その辺、どうかな。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 これは全く違うと思う、僕は。事務は単なる事務的なもんやと僕は思うので、一番大事なのは、この市政の運営というのは、財政状況とか、本当の大枠というのか、どんな流れでどう進んでおるのかなと。だから、一例を言えば、じゃ、国に対する交渉とか、いろんな形の中でどんなものを予算上財源として獲得してきておるのかなとか、そういう大きな部分であって、木で言ったら、これは幹ですわ。だから、事務というのは本当に事務的な中で、例えば、市民用語で、これも一例を言うと、合っているかどうかは別にして、市民が窓口へ来ているんな手続をするのに、何や、どこかでとまってあってちょっとサービスが悪いなという一連の事務規定というのがもちろんこの役所の中に僕はあろうと思うもんで。見たことはないですけど、あるはずですから、だから、これは僕は全く異質なもんやと、そんな思いはしますけどね。両方とも大事やと思う、だから。

【竹井委員長】 2の議論は、よく読むと、議会運営の原則で多く書いてあるのは、市民に対する説明責任とかが書いてあるんです。1番目もそうですね、3番もそうです。4はまさしくこれも傍聴や公開ですね。5は公開、6は常任委員会の機能目的、7が討議と。多分2のところに、県を今読んでいたんですけど、県は、執行機関との関係における議会運営のあり方というのはどこも書いていないんですね。だから、監視・評価しなさいよと書いてあるけれども、議会運営の中でそこは触れられていないので、多分入れているのかなと。よく読むと、上手に書いてあるんですね、やっぱり。こういうものが機能が発揮できるような役割を果たしなさい、それは議会運営の原則ですよと。だから、あとはみんなこれは公開制に絡むものばかりなんですね。市民に対する公開であったり、委員会の公開であったり、政策提言。まさしく今言われる執行機関、それから事務かは別にしても、行政との関係が確かに明記はされていないのでこの2が入っているんだと思いました。

最初からそういうふうに思っていたんですけど、よく読むと、この三重県の6条の頭、これみたいなものがやっぱりここに押さえておかないと、議会本来の役割というものを無視した議会運営原則になってしまうと。何のために議会があるのかということを忘れないためには確かにあったほうがいいような気がします。だから、残すとなると、文章を相当変えざるを得ないんじゃないですかね、これは。逆にだから三重県型にどうですかと、事

事務局の提案はそういうふうになっているんです。事務局が、よく読むと三重県型みたいな書き方のほうがわかりやすいんじゃないかなということで提案もされていますので、もう一度ちょっと。ちょっとこれは置いておきますかね、この文章のところだけはね。よく読むと、上手に書いてあるんですね。

前田委員。

【前田（耕）委員】 僕は、行政の監視・評価というのはある程度一応起こすべきものじゃないかなという意味も含めて、どちらかといったら１２条を残して、４の２のほうは削除するかということで思ったんですけども、言葉のあやが違うと、今、宮村委員が言われたように、それは、幹と枝といったら、どちらが幹かは別にして、僕は、幹はどちらかといったら１２条にすべきやと思うんですわ、本来であれば。監視・評価という意味合いでいったら。そこをどうするのか。言葉や表現を多少変えて４の２を残すというのも１つの方法やと思いますけれども、ちょっと首をかしげるぐらいで、それ以上の判断は私は今、それだけの考えは持っていないですけれども。

【竹井委員長】 服部副委員長。

【服部副委員長】 事務と市政運営というのは、議会の権限と長の権限との関係があるのかなと。例えば、市政運営というと、副市長を選任したり、それから、職員の人事異動であるとかということも含めて市政運営やと。ところが、事務の執行ということになれば、予算、決算というような、そういうふうなとらえ方もできるのかなと。だから、市政運営という言い方をしてしまうと、副市長はこの人で妥当なのかどうかというようなことも含めて市政の運営ということになってきて、長の権限までこちらが監視・評価をするという形になるのかなと。事務というのは、いわゆる予算、決算的な、そういうものをするのかなと思ったりもするんやけどね。僕、わからんけど、そんなことで違いがあるのかなという感じがします。これは確たるものではありませんが。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 今の件から、基本的な話をしますけど、やっぱり行政の人事権は議会はすべきものでないというのが一般常識であって、だから、これは難しいね。

【竹井委員長】 池田委員。

【池田委員】 私も４条は削除の方向で、議会の運営という形でわかりやすく記述されたほうがいいと思うし、もう一つ、１２条の部分においては、字句、文言の解釈、もうちょっとどういう形がいいのか研究してもらおうという形の中でゆだねたいと思います。

【竹井委員長】 多分いろいろ御意見をいただいて、事務局としては、三重県型の解釈のほうが一番わかりよいんじゃないかというふうな提言は今もらっていますので、そういう形で、4の2のところだけです。できれば入れておいたほうが、全部公開だけで運営になるのかというと、やっぱり……。ただ、運営状況まで入れるのか、事務の評価にするのかという部分は12条とも絡みますので、ここはもう一遍事務局のほうで整理させて、このところだけはちょっと抜いて、入れるにしたらかような文章になりますよと。抜いた場合、例えば行政の監視・評価にそれを入れ込むのか、入れられるのかどうかね、そういうものが。ただ、議会運営の原則ではありませんのでね。監視・評価することというのはまた違う意味ですので、三重県型をひな形に案はつくられますので、これは2月のときにここだけは、この4の2のところだけは留保して、今回は議論としてはもうちょっとお待ち願いたいと。少しペンディングして案を。早く出ればまた事前にお渡しするようにしますので、これを抜いたところできょうは御議論を願いたい。是のような非のような、我々自身ももうちょっと読み込まないとわかりにくいような感じですので。

じゃ、一応結論としては、4と12は分けると。4の2については、残すなら残すで、今の文章では少しまだ問題があるような気がしますので、もうちょっと12条との絡みがきっちりわかるような表現の仕方でできるのかどうか。それと、もしそれを削除した場合には12条はどういうふうに変わっていくのか。そこでちょっと事務局のほうで1案じゃあれですから、2案ぐらいつくったもので早く提案できるようにさせて、一応4の2につきましては、次回ということでやらせていただきたいと思います。

あとにつきましては、先に言うべきでしたけど、変更になったところについては下線が引いてあります。ですから、そこで見えていただくこと。それから、訂正内容のところに、追加したものと、それから追加でも新たに文章を起こして追加したもの、それは追加（新設）というふうに書いてあります。それから、内容を変えたものは変更という3つですべて統一をしましたので、それを見ていただければ、どこが変わったのか、それは新たに記載したものなのか、一部変更したものかというふうにさせていただきました。

それでは、4条についてほかの部分をまず整理をしたいと思いますので、4条の2を除きまして、今回、変更をかけました第1項は、第5条をこちらへ入れたということそれから、3項については新たに市民の意見の反映を入れたということ、それから、旧第3項は別のところへ持っていきましたので削ったということ、それから、あと4、5、6と、項が全部下がってきたというところで整理をさせていただいた。一番ここがわかりにくかつ

たんですが、整理をさせてもらった。この内容について御意見があればちょうだいしたいと思います。要するに、語句の統一と、それから、自由討議を討議に変えたということです。語句の統一ということになると思います。御意見があればちょうだいしたいと思います。4条に関して。

特によろしいですかね。読んでいただいて、前後がよくわかりにくいとか、7つの項に関する相互で少しおかしいんじゃないのということはないですかね。特になければ、これは一応原案ということで押さえさせていただきたいと思いますけれども、よろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【竹井委員長】 じゃ、前回少しここが一番ごちゃごちゃしておりましたけど、こういう形で整理をさせていただきました。

5条については4条へ移しましたので、旧5条は削除ということで確認をお願いしたいと思います。

それから、旧6条、新の5条につきましてはいじっておりませんので、これについてまた御意見をちょうだいしたいというふうに思います。1条繰り上がったただけですね。中身はいじっておりません。ここは議員個人の役割と責任ということでございます。今までは議会の話ばかりです。ここは議員個人のことでですので、もしこの内容で疑問点なり御意見があればちょうだいしたいと。よく読むと、なかなか厳しい内容にはなっておりますけれども。

服部副委員長。

【服部副委員長】 3項の市民全体の福利の向上と、こういうのがあるんだけど、これもよく福祉の向上という言葉と福利というふうな、この辺の言葉遣いはどうなんですか、局長。

【竹井委員長】 西川局長。

【西川事務局長】 これは広辞苑で引いたんですけれども、福祉とする場合、「福」も「祉」もやっぱり同じ意味だそうです。福利というふうにしますと、やはり意味合いとしてはほとんど変わらないと広辞苑には書いてあるんですが、ニュアンス的には福利のほうが少し、直接的に幸福を求めるということについては変わらないんですけれども、ニュアンス的にはほとんど余り変わらないかなという感じはしましたが、福祉というふうな名前を使うと、やはり保健福祉部のイメージがつきますので、福利であれば、そのイメージが

わからないんじゃないかと。そういう福祉施策だけじゃなくて、もっと市民全般の幸福追求という意味合いで、福利という言葉のほうがいいんじゃないかなという判断をしたんですけれども、福祉のほうがよくわかるということであればいいんでしょうけれども、それでもいいかなというふうに思っておりますが。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 僕は、前職の仕事の関係もそうなんですが、損益計算書、要は、これは福利厚生費という勘定科目があるんです。福祉厚生費、そんな勘定科目は全国どこにもあらへん。ということは、福祉は広いものですわ。空想的なものというか。福利というのは、利害関係がそこで発生するような、身近なところというのか、短絡的、そんなイメージも持っておるんですけどね。だから、勘定科目的に利害関係が発生すると、損益が発生すると、直接発生するような、そんな相対関係のあるものが福利であって、福祉は公益的な、施策的な、そんな要因じゃないかなという気がしますね。

【竹井委員長】 こんな議論、前なかったっけな。

前文のとき、何かありましたよね。たしか前文で随分これは議論になって、結局、福祉だと少し範囲が狭く見えてしまうというんですかね、辞書だけには同義語というんですか、それで相当あれは議論になって、福祉よりも若干こっちというふうな議論になったという気がちょっとしました。文章には残っていない。削除してしまったのか。実際、最後はペンディングさせて削っていますけど、ここはその段階でもいろいろ議論があったような気がします。

一応局長のほうから、福祉だと少し範囲が狭く見えてしまう、同じことを言っているわけですけど、ということなので、一応これは福利ということでやらせてもらおうと思います。随分でもここは結構私自身がそれぞれ市民への説明責任があったり、私たち自身が調査や研修活動を通じて資質の向上に努めなければならないというふうなことが書いてあります。一步一步どうやってやるのかというのは、これは議会での議論になるのか、議員それぞれの議論になるのか、会派の中で議論があるのか、この辺も今後は私たち自身もどんな形で資質向上に取り組むとか、研修も今度ありますけど、そういうところはまた別の場面で少し議論が要るのかなというふうに思います。

よろしいですかね。私たちがやる役割・責務・権限、こういうものをこれからは条例でうたうことに、付加されるんだということになります。御意見はよろしいですかね。これでやってもいいということであれば、これでもう。もっと追加せよということであれば幾

らでもお受けしますけど。削るなという声がございませんので、一応第5条の1項から4項まで、この条例ができましたら、こういう役割と責任を私たち自身、議員自身が負うということになりますので、この委員会では了とされたということにさせていただきます。

細かい文言等はまたいつでも言っていただければ。趣旨のところだけですね。市民の負託にこたえるということ、それから、市民の意見を的確に把握し、みずからが資質の向上に努めること、それから、特定の地域団体、個人の代表ではなく、市民全体の福利の向上を目指して活動しなければならない、最後に、私たち自身が市民に説明する責任を負うことということですので、議会と議員との関係がこういうふうなことでいくと。一応原案のとおりで、特に大きな変更の御意見はございませんので、一応これを原案としてやらせていただきます。

それから、6条は、これは会派はオーケーとなっております。

7条の議員の研修の充実強化と。これは先ほどの5条とも絡みます。研修機能の強化ということで、ここにつきましては、前回の説明の中で若干ペンディングになっておりまして、下線の部分、回数と対象者のところを削除して、専門的知識を取り入れるよう努めるというふうなことで変更しております。これは議会のほうの役割ですね。議会が議員に対してこういうことをするべきだということ。これは特によろしゅうございますか。もっとこういう部分を強化してほしいとか、何か御意見があれば。条例に載せなくても、懸案項目として事務局でまたこれをまとめますので、今の段階で研修等について皆さんのほうの御意見なり御不満なりあれば。今、年1回しかやっておりますのでね、全体研修というのは。あと、政務調査費もいただいておりますけれども。専門的知識を取り入れるというふうになっております。別によろしいですかね。訴えておきたいと、議長さんのほうへ。1回じゃ足りんから2回にしてほしいとか。特段なければこれで、この文章のまま原案とさせていただきますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それから、次に旧9条。これはさっきの4条のところの旧第3項のところをこちらへ持ってきたものです。ここも市民の専門的というところを市民だけに特化するということでは少しわかりづらいということで、ここは「市民」という言葉を削除して、専門的というふうに文章については変更させていただきました。これも特段参考人や公聴会制度の活用ですので。よろしいですか、これについては。これは常任委員会の運営のほうになりますので。これについては記載をするということ。

それから、もう一項まで行かせていただきます。9条の公聴広報機能の充実。これで、先ほどの冒頭に、協議会については現段階で非公開になっているので削除をするということで、ここは本会議と委員会だけにさせていただきました。結論が出れば、その段階で付加をするということでございます。

それから、旧4項、「意見交換会や議会報告会の場」というところを削除して、ただの「場」になったということですね。これはステップ論という、これも何回か御議論いただいて、ステップ論でやっていこうということで、こういう文章表現に変えたということです。

それと、第5項、別に定めるというのが冒頭で試行要領（案）としてお示しをしたものです。あれが別に定めるというものでございます。それについては案的なものも既に事務局につくらせましたので、そこまでここについては整理をしたということ。ここも随分議論はさせていただきましたので、特にいいですね。

これは議会広報のほうも、今、副議長のほうで委員長をしていただいておりますが、随分変わりつつありますし、1の項ですね。

それから、2項につきましても、公開という部分では、テレビ中継、インターネット中継も始まりましたし、決算、予算もテレビ中継をやるというふうなことで、今、前議長さんのほうで予算も上げていただきましたので。

それから、3項の態度評価も、6月議会からこれも既に載せております。

あと、4項は、これが何回か議論をいただいたステップアップ論で常任委員会からの政策提言をまずやったらどうかというところでございます。

全部議論したものですので、特段つけ加えることはないと思います。よろしいですかね。これはずっと議論したものをまとめたものです。特に御意見はございませんか。あればお受けしますけど、いいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【竹井委員長】 では、一応これで11時になりますので、10分休ませてもらいます。

（ 休 憩 ）

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き議事を再開します。

次に、第5章、自由討議の項なんですが、これは前回、名称について少し議論をいただきました。自由討議でいいのかという議論ですね。きょう欠席の小坂委員からの発言でしたので、本人がいらっしゃらないところでは少し議論がしづらいものですから。自由討議

にするのか。これは自由討議の保障というところですけど、上のところ、第5章、議員間討議、新しいほうでは自由討議と。これはいろいろ議論を重ねて自由討議というふうにしたんですが、少し自由討議という呼称について意見が出されて、きょうやる予定であったんですけど、本人がちょっといらっしゃらないので、呼称についてはどちらにするのかということ。発言された方の真意なり意見も聞かなきゃまずいので、あのときはとめました。資料が少しわかりづらいということで、議論を打ち切ってしまいましたので、これを次回に名称については送らせていただきたいというふうに思います。

ただ、内容については議論できますので、内容について御意見があればちょうだいをしたいというふうに。15条のような内容にするのか、新しい14条の自由討議にするのかというところですよ。ここはちょっと置いていただいて、あとの中身について、これは何も書いておりませんので。よろしいですかね、合意形成のための自由討議を行うと。手法とか方法は、これから議会側のほうでこれはいただかなければなりませんけれども、内容についてよろしいですかね。こういうことを今後やっていくんだということの条文の整理です。御意見がなければ、名称については次回ということをお願いをしたいというふうに思います。政策に対する討議も行うということを起こすということとさせていただきます。

それから、6章の政務調査費。これは第1項に目的を追記しました。会派及び議員は政策立案や政策提言を行うための積極的に調査研究を行うんだと。前は目的がなかったものですから、執行に関するものだけだったので、一応1項目的を起こさせていただきました。そして、その後に公布の条例がありますので、その遵守。それから、あと、閲覧等の請求があった場合には積極的に公表しなければならない。これは今、情報公開があればすべて公開はしておりますので、既に3項についてはもう議会のほうでも実施をしているという内容です。この表現もよろしいですかね。

伊藤委員。

【伊藤委員】 前も政務調査費の条例との整合性のことをちょっと指摘させてもらったんですけども、政務調査費が議員ではなく会派に支給されるというようなことでしたもので、その辺の関係がちょっと気になるなというのはあります。もちろん会派とその所属議員というふうな呼び方もできるといえばできると思うんですけども、政務調査費自体が会派に支給されるという前提である以上は、1人会派という便宜上のそういうふうな存在があるとしても、会派というふうに本来はすべきなのかなというふうに思うんですけども。もちろん所属議員はという意味では、当然こういうことを留意すべきということで、

この会派というのと議員という表現が整合性の上でちょっと気になるかなというのはあります。これ自体に対してはクレームがつくことはないと思いますけれども、おかしいやないかというような、ちょっとその点が気になるということです。

【竹井委員長】 今、伊藤委員から、政務調査に関する条例は会派に交付するというふうになっています。これは便宜上、亀山市は会派に属さない議員には議員としか交付できないので、議員に交付をするんですと。基本的には会派です。そういうこともあって、あり方の冒頭で1人会派の議論もさせていただきました。県に倣って1人会派の設置をすれば、そのことは全部解消できるというふうな話も起こしたんですけど、基本的に1人会派は早いというか、難しいという御判断で、2人会派までオーケーになったと。ですから、ここの表現が確かに大きい。比較表を見ますと、議員というところが比較的多いですが、三重県の場合は「会派及び議員は」というふうな格好になっているということで、多分今、局長に確認しても、亀山の場合は、さっき伊藤委員がおっしゃいましたように、会派ですので、ちょっと議員は書きにくいということもあって、会派及び議員というふうに起こしたということだそうです。会派はと果たして言い切っているのかどうか。1人会派がありませんかね。それもあって1人会派というような議論もしてもらったんですけど、ちょっとそこまで行きつかなかったものですから。1人会派を認めてしまえば、会派だけで文章整理ができます。ただ、そこが今できていないので。

宮村委員。

【宮村委員】 これはもうシンプルに考えるべきであって、一人一人の議員に対しては、当然ながらこういう趣旨でという政策提言とか、要は政務調査に行くわけですからね。調査をするわけですから。だから、1人ずつの議員は担保されていますよと。だから、会派を組んでおろうと組んでいなくてもという意味で、だから、「及び」というのは「または」、「または」でもちょっと意味が違うかしらんけれども、総くくりで、全員に政務調査費は対象になるんですよという表現やったら、これで僕は網羅されているからいいのと違うかなと、そんな思いがしますね。組んでも組まなくても全員がという意味で、この表現で一くくりになっているのと違うかなと思いますけどね。

【竹井委員長】 服部副委員長。

【服部副委員長】 7条で会派を規定するわけですよ。この同じ条例の中でね。それの中の、いわゆるここにはうたっていないけれども逐条解説的なところでいくと、会派というのは2人以上ですよというのが亀山市の規定になると。そうすると、1人の場合は

どうなるんやということになると、会派はとうたうと、その整合性でいうと政務調査費がもらえないということになるので、例えば、会派はとうたうのであれば、「（会派）」、括弧のところへ政務調査費で言う会派というふうな注意書きを入れるか、もしくはこの会派及び議員はとしておくか、どちらかでないと、うちの場合は2人以上を会派というふうに7条で、実質的に6条か、規定しているので、1人でいる議員にももらえないというような規定はできないんじゃないかなと。そこらあたりを含めて考えなあかんのかなというふうに思います。

【竹井委員長】 要は、今みたいな両方の表記でもいいんじゃないか。条例上は会派だと。確かに政務調査費の交付に関する条例では会派とはっきりうたっている、みなしているんですね、会派に属さない議員は。みなしはどこにもここには書いていないんですけど、条例の整合からいけば、確かに会派と書くのが正しいのかもしれませんがね。ただし、便宜的に会派に属さない議員にも会派とみなして渡しているわけですね。渡せないから、会派がないということは。ちょっと私も勘違いしていた。これを見る限りでは、やっぱり会派とみなしている格好ですね、属さない方に関しては。前の共産党議員団の場合は、2人に対して支給をしていたと。それも会派じゃないんだけどもみなして、そういうことで運用しているというのが今の実情だと思います。

ただ、最高規範性という問題もこの後の次のところに出てきまして、これに沿って条例も整合させなさいというふうにもしうたうと、今、伊藤委員が言われたことは、政務調査費の条例側をいじるのか、会派としてきっちり明記してしまうのかという議論になるのかかもしれませんね。ちょっとテクニク的な話になりますけど。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】 私は先ほど服部副委員長が言われたように、条例内の整合性は当然こうでないとあかんというふうになると思うんですけども、やっぱりほかの条例との整合性というふうに考えたときにそういう話が出てくるかなということでもちょっと言わせてもらった部分だけですので。宮村委員もおっしゃったように、私もそうやと思うんですけども、当然これは会派も議員も両方がこういうふうなことに留意して政務調査をしていくべきやと思いますもので。逆に言ったら、これでなければならぬと僕は思いますし、好ましいのは、会派というふうに言っておった時代から、個々の議員としての政務調査というのも今後重要視されていく部分もあるんやろうなという、そういうふうな自分としての期待というか、そんなものも含めて、こうあってほしいなとあるんですけども。

よくこんな表現を使いますけど、過渡期ということだと思いますので、今、議会改革をしている。前もちょっと竹井委員長のほうからちょっと見解をいただきましたけれども、会派のみなしの話ですよ。それで一応理屈は通っておると思いますもので、その説明やったら問題はないと思っていますので。ただ、そういうふうな話が出てくるかなと思ったのでちょっと指摘させていただいただけのことで。これについて、私はこの表現であるべきやと思いますので、それについては異論はありませんものですから。それは意見というか、指摘ということで。

【竹井委員長】 政務調査費の条例をつくるときに、会派に交付するということで進めたんですよ。それは間違いない。ですから、亀山は議員じゃない。会派。多分上の趣旨も会派だったと思います。だから、会派に交付するということを前提に条例ができた。これは議員提案の条例をつくりましたので。だから、基本的には会派なんですよ。そこに「及び議員は」となると、さっき言われるように、「及び議員は」の「議員」って何なのというふうに言われるので。かといって、「会派」ときっちりうたってしまうことによって、1人の方の扱いがこっちにもうたっていないんですよ。政務調査費の条例にもうたっていないと、準用しているだけという。これは事務局の整理ですわ。逐条解説に括弧して議員というのは会派に属さないと言っているんだと、そのために亀山は1人会派を認めていないからこういう表現にしていますとかと書いてしまえば当面乗り切れると思いますけど、1人会派の議論はだめになりましたので。なっておれば、別に会派だけで済んだわけですけど。

だから、この「議員」の解釈の仕方ですね。もうちょっとこれは整理させていただきます。ここで言う議員とは何なんですかという議論ですよ、今言うのはね。会派ははっきりしますので。そうすると、議員は、この政務調査費の閲覧請求があった場合に、「会派及び議員」と書いてありますから、本来は会派でこれは経理担当者を置いて、会計責任者、会派代表と両方が何かあった場合はまずやり玉に上がるわけですね、おかしい支出だということ。そこに言う議員とは何なのということになってくると思うので、もう少し事務局のほうで整理して、議員とは何だという定義を提案させてもらおうと思います。それがあいまいであれば、会派というふうにくくれるのかどうかですね。ある意味重要な提案だと思いますので、政務調査費の条例との関係で議員のところはもう一遍調整して、次のときに少し考え方を出させていただこうと思います。それで文章については整理をしてほしいと。

池田委員、どうぞ。

【池田委員】 比較表のナンバー 6 の中で、今私もふと思ったんですが、三重県と出雲市だけなのね、政務調査費の部分で議員または会派。あとの他市の部分は、全部議員という形の文言を使っているのね。そういう部分で、もう少し、やっぱりこれは検討する余地があるのかなと。三重県と出雲市だけ議員または会派。三重県は会派及び議員はとなっていますけど、あとはみんな議員はと。伊賀市も栗山町も流山も。

【竹井委員長】 森委員、どうぞ。

【森委員】 前お聞きしたときに、伊賀市は政務調査費を個人に対して渡っているということは聞いたことがあるんです。だから、そういう形でここが議員になっているんじゃないかなと思いますけど。

【竹井委員長】 服部副委員長。

【服部副委員長】 さっき 6 条の会派の規定のことをちょっと言ったけど、この中には人数は書いていないね。ただ、逐条でいわゆる 2 人という抑えができるやろうということでの議論はされておるんやけれども、そういう意味でいくと、人数が 6 条で規定していないやで、例えばこっちの政務調査費のほうも会派というふうにして、逐条の中で、政務調査費で言う会派は 1 名以上と、1 人からという逐条での規定でもいいのかなと。つまり、6 条で人数が会派 2 人以上としてあると、ここで会派とうたうと、それがイコール 2 人以上になるけれども、6 条のほうの会派というのは人数の規定がないので、ただ会派とっておるだけやから、そういう意味でいうと、同じ会派という言葉を使っても、逐条でこの会派はこうですよという言い方もできるのかなと思ったりもするんだけど。

【宮村委員】 会派の解釈を、政務調査費と本来の会派とで両方とも同じ言葉ですわね、会派というのは。中身は今言っているように、補足的なというのか。だから、ここで言う「会派及び議員は」で、基本的には一人一人の議員が会派で政務調査費を使おうと個人で使おうと、これはもうみんなが対象になっておるんやから、私はこれでいいと思うんです。

それで、栗山町の話が今池田委員からあったけど、これは町やから会派はないからこれは当たり前のことであってね。「会派」という言葉は使いませんわ。だから、数の中にこんなものを入れたらおかしい話であってね。伊賀市は別やけど。

以上です。

【竹井委員長】 済みません。議論が随分伯仲していますけど、ちょっと私は見誤りがありまして、政務調査費の交付に関する条例でちょっと勘違いしていました。亀山市議会

の会派、そこに括弧書きがあって、これはちょっと古い条例。これは変えなきゃいけません。「所属議員が2名以下の場合を含む。以下『会派』」と書いてある。ですから、調査政務費における会派は、今は2人でも1人でも会派扱いになっているわけですね。みなしているわけです。ここで言う会派というのははっきりしているわけですね。会派とはこういうものだとは明記してあるわけです。ですから、政務調査費における会派と基本条例における会派は今は違うわけです。

ですから、伊藤委員の指摘というのは、この政務調査費における会派と基本条例における会派を整合しなきゃいけなくなってくるということだと思っただけですね、今後この議論の中で。そのときに、議員という役割です。宮村委員は、多分議員は議員で、個人でもこういう責務や権利があるんじゃないかと。会派であっても議員個人個人もそういうものがあるんだというお考えだと思っただけですね、聞いていると。でも、条例から照らし合わせると、「会派」という言葉でくくるほうがいいんじゃないかという1つの指摘もあると。その辺で、今、皆さんからいろいろ議論をもらっていますので、その辺の関係と、そのときにこの条例がいじれるのかどうかという問題も出てきますので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。ここで言う議員は何を指すのかという議論はしていないんですよ。他市の例を使って入れているだけなので。ちょっと県のほうも確認して、県で言う議員とは何なんですかということを確認させていただきます。ちょっとそこを調べたほうが、そこからの議論のほうが。

ですから、政務調査費は、会派も構成される議員もみんな責任を持つんですよ。だから、会派と議員と2つ明記したんですと書けば、全く会派じゃない話ですよ、これは。要するに、1人だろうが関係ないと。会派で切っちゃいますと今のようになって、2人だ、1人だとなってくるので、まずはこの主語の扱いが私自身もちょっとよくわからんまま提案していますので、もう一度事務局で、特に三重県議会のほうで言う議員とはどういうことなのかということですか、会派及び議員でしたかね、ここの2つの言葉でセットですから、その解説をつくらないとだめですね。こういうことを定義しているんだということが、今回、事務局からも提案できませんので、そこまで調整はしていなかったもので、改めてこの部分だけは次回にやらさせていただきます。

前田稔委員、どうぞ。

【前田（稔）委員】 多分県は、後で聞いてもらえんと思いますけれども、会派で使うものと、それから、個人でも政務調査費を使うものと、両方あるんじゃないかなと思っただけ

すね。だから、分けて使っているの、その辺の関係じゃないかなと思うんですが。

【竹井委員長】 いい意見をいただきました。一応調べさせます。それで、亀山市における「会派及び議員は」というのは何なんだと。それでわかりづらければ会派というふうに一本で押さえてしまう方法もありますので。ただし、条例には、多分今度は所属議員が1人の場合も含むと変えなあきませんけど、変えてやることによって、それが会派なんだと。政務調査費で言う会派ですね。複雑なんです。調査費で言う会派と我々がふだんにいう会派と、2種類ずっと運用していましたので、それを1人会派にすれば一本になるのでということで提案もしてきましたが、それはちょっと否決が下がっていますので、これは今後の議論を待つと。ですから、今、前田 稔委員からも、個人の部分があるんじゃないかという話をいただきました。

それから、あと、よその市も政務調査費が会派なのか個人なのか、これも全部もう一度関係する市は調べさせますので、全部整理した上で改めて次回議論させていただきます。そこできっちりした逐条解説における会派とか議員のことを定義させていただきます。そうしないと、多分混乱をします。いい意見をいただきましたので、会派及び議員については、若干ここは保留と。

あと、内容については、ですからまた変わってきますわね。これの内容でいくと、議員個人でも公表しなさいよということになっていないので、今は。みんな会派が収支報告をつくり、責任を会計管理者でしたかね、経理責任者と会派長になっておりますので。そういう意味で議員と書いてあるのかもしれませんが。

いろんな御意見をちょうだいしました。ちょっと交通整理をして、各市の状況を調べて、改めて整理したものを次回出させていただきます。

服部副委員長。

【服部副委員長】 3項のところはいわゆる公表の部分なんですけれども、こういう書き方よりももう一歩進めて、いわゆるオープンにするというやり方を。要するに、市民から書面で請求があったらとか、閲覧請求があったら公表するという、言ってきたら見せますよみたいな、そうやなくして、こちらから積極的にオープンにするというような、そういうふうな表現にすべきなのかなと。

ただ、問題は政務調査費の条例がどうなっておるか。条例上そこまでうたっていないのにこれでうたうというのは整合性がとれないので、その問題はあるんですけれども、やっぱり今の時代は、言われたら見せますよという公開の仕方ではあかんのやないかなと

いうことは感じるので、そこらを考える必要があるのかなというふうに思うんですけども。

【竹井委員長】 今、政務調査費の収支報告をホームページに載せるところがありますよね。収支報告書 1 枚物ですけども、それはありますね。何市か県内でも見えていますので、それは可能だと思いますけど、ただ、全種類というのは、関係書類の閲覧請求があった場合というのと、積極的に公表しなければならないというのとはまた別ですので、それはもう一項起こすか、そういう御意見があれば。決算報告書については積極的に報告をするとか、そうすればホームページに載りますのでね。関係書類というと、領収書から全部ありますので、そこまではちょっと載せ切れませんのでね、ホームページには。これも、今、そういう提案をいただきましたので、ちょっとここで決め切れることではないですけど、あり方の声としては、最終の報告書は公開すべきだくらいはまとまってくるのか、この文章の中でそれは包含すればいいじゃないかというのか、それも含めて、じゃ、次回、皆さんのほうの御意見をちょうだいしたいと思います。公開といっても、多分決算の 1 枚物ですけどね。また各会派で見ていただくとみんな残してあると思いますので。3 年間だったかな、残さなければだめなので。

じゃ、ちょっと時間を過ぎますので、政務調査費につきましては会派及び議員という部分、こここのところの考え方や定義、それから、参考にしている他市の状況を少し調査すると。議員ということが何なのかという議論、整理をしたいということをしていただきます。

それと、服部副委員長からも提案があった公開という部分ですね。政務調査費の公開という部分。ここには公開は載っていないんです。公表をするということだけですので、議会側からの公開制という問題についても御意見をちょうだいしたいというふうに思いますので、少し政務調査費については次回へ回させていただきます。調べた資料とかが早く出れば、またこれも一緒にお渡しをしますので。

では、15 条についていろんな方面から御議論いただきまして、大分整理をする必要性のあるものも出てまいりましたので、ちょっとこの場面で完全にお答えができませんので、調査の上、次の会議に回させていただくことにさせていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、12 月 25 日にお諮りをしたものについては、4 条もまだ

整理がついておりませんので、４条と、それから先ほどの１５条、それから１４条は名称について、この３つが留保されましたので、次回の会議でやらさせていただきます。

次に、もう少し時間がありますので、新しいほうの、きょう提出のほうの資料、１月２７日提出の資料について少し入らせていただきたいと思います。

あけていただきまして、まず、第４章、議会と市長の関係という大きな章の中から、まず、１０条、市長等の提案説明、それから、法で言う９６条第２項の議決事件の範囲について、それから、先ほど少し議論をいただきました行政への監視・評価について、ここが一番大きな部分になると思いますので。

それと、提出資料の関係がありますので、１７条の議員の政治倫理。原案では、現在、亀山市議会が持っておりますのは政治倫理要綱ですので、これを条例がよその市にあるのかどうかということをちょっと調べてほしいという声がありまして、きょうの資料に条例の設置についての資料を提出いたしてありますので、これも参考をお願いをしたいと思います。この議論と重ねて、要綱でいいのか、条例でいいのかという議論になってきますので、これは少し添付いたさせましたので、また確認をお願いしたいと思います。

それでは、まず、１０条について事務局から提案と説明をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、本日の提出資料を全般に少し話をさせていただきますと、まず、１ページ、２ページの目次につきましては、左側が原案で、右側が本日特別委員会で検討をお願いする訂正案というふうになっております。青字につきましては、先ほどと同じように既に検討が終了しているものでございます。

そして、原案と訂正案との違いのうち、条ずれの調整を除きまして、第４章の議会と市長の関係におきましては、まず、地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件の拡大がここに新たに第１１条では加わっております。そして、１０条では、第２項として、予算、決算の重要性にかんがみ、これを加えております。

以上でございます。

【竹井委員長】 今回の提案では、１０条に第２項を起こしまして、予算、決算の審議についても１項に言う７つにわたる内容が必要だということになるわけですが、こういうものについての施策の説明もしてほしいということ。

それから、１１条を新設いたしまして、今は、法律に基づくのは基本構想の議決だけを議会でやっておりますが、もう少しその議決の範囲を広げられないだろうかということで、

この項を1項起こしてございます。

それに関連する資料として、まず1点は、先ほどお手元に配りました計画一覧表という、一応事務局でわかる範囲の中で調べてもらった表が1個あります。それから、もう一個、議決事件ということで、三重県の中における、こんなことが今議会で議決をされている計画ですよということで、これも1点入れておる。ですから、これとこれがセットということですね。この2つですね。

それから、もう一点、10条の1項における1から7のもの。政策を必要とする背景、提案までの経緯、自治体との類似、市民参加の有無、総合計画の整合、財源措置、将来にわたるコスト計算と、これが全くないのかということでは少し議論にならなかったものですから、この2つのシートを入れさせていただきました。これが21年度からの予算段階で提示をされております新規の事業評価のシートです。

決算については、おととしの決算からもらっておりますけど、新規の事業として提出されているのは、この21年の予算からです。多分22年度でも実施計画の後半の部分が2年分また出てきますので。こういうシートによってとりあえずは提案をされてくるということですので、全くゼロの状態ではないと。これは主要事業だけですから、150本ぐらいいしかありませんけど、一応実施計画に載ったものについては、基本的にそれに近いものがこういうもので上がってくるというふうになっております。これは決算だけじゃなくて、予算でも議論できるような格好で。本来、予算審議したものを決算でもらうわけですので、これが正しい状態に少しずつなっていくということ。こんなものが、今、提案をされ始めているといったところ。

見ていただきますと、表のほうには事業概要や背景があって、右側のほうに、例えば、妊婦の健診ですと、法的義務制は義務と点が入っていますね。これもやらざるを得ないと。もう一個のほうは図書館サポーター。これは任意になっていますということで、これは市の政策ということですね。任意です。裏側を見ていただきますと、予算措置の中に国、県の支出金と一般ということで、妊婦健診は国から1,300万、一般財源で2,900万。要は、財源措置としてはこういうものになっていますよというような、こういうシートが、今、出始めました。これは、出る前に比べれば少しは明らかになる。全部の事業が出ているわけではありませんので。ですから、ここで言う重要な政策という範囲の議論をひとつお願いせなあかんのかなというふうに考えております。市長が提案する重要な政策という、どの市もこういうふうに書いてありますので、この重要な政策の位置づけはどのレベルに

とりあえずはやるのかと。すべての事業を網羅することは非常に難しいものですから、その議論と、とりあえず7つのうち全部は網羅しておりませんが、少しはこういうもので審議できるような状況にもなってきたと。

それから、2のほうについては、こんな厚いものが、今、出てきていますので。全事業出てきますから、そういうものも出ていますので、そういうものを念頭に置いていただきながら、まだ不足しているものとか、本当にこれが可能なのかどうかとか、そういうことも議論を願いたい。それが1つ。

それから、議決事件につきましては、この一覧表をお渡しさせていただきました。これもわかりやすいように、10年以上のものを上のほうへ並べておきましたので。一応計画らしきものということで調べると58本ぐらいあるということで、そのうちの10年を超すもの。都市マスタープランも10年と思うんですけども、これは8年になっていますけど、それを入れなくても14の計画が今10年の計画になっていると。ですから、これぐらいの長期的な計画も基本的には審議はしておりませんので。基本構想だけしか審議をしません。基本計画も審議対象、議決対象ではありませんので、総合計画の4番の項、第1次総合計画も議決事件に入っていないということですから、こういうものが今あるということ。一応事務局側からは、11条については最低でも10年以上のものぐらいからピックアップした議論にできないだろうか。すべての計画はできませんので、これも10年を超すような長期的な計画のものの議論の中で議会として議決していくと。今までは全く議決はありませんので。できたものをもらっているという状況ですので、そういうことで少し整理はさせていただきました。

10条、11条、セットでも別に結構でございますので、御意見なり、御指摘なりあればお伺いをしたいというふうに思います。

それから、11条のほうもどんな範囲なのかということ。こちらの案としては、総合計画までは最低入れようということで、ここには1項入れてございます。総合基本構想に基づく総合計画、これは議決の範囲にぜひ入れてほしいということで、1項起こしてございます、ここについては。資料がきょう提出ですので、少しわかりづらいかとは思いますが、ごらんになった範囲で御意見があれば、少しちょうだいをおきたいなというふうに思います。

済みません。時間がもう大分迫っております。ちょっと今、副委員長と調整して、一番重要なところはこの市長との関係と議決の範囲だったんですけど、次回のこともございま

すので、最後まで一回全部目を通していただいて、そう大きな問題はないんですけど、一遍全体を提案させていただいて、時間の許す範囲でもうちょっと意見をいただいて、次のほうに回すようにさせていただきます。

次の説明だけ先にやらせていただきます。

残っておりますのが、１９条の議員報酬。これも全く原案のほうはいじっておりませんので、少し議員定数等と比較しながらの文章整理になると思います。

それから、第８章。ここで議論いただくのは、２０条の継続的な議会改革の推進。こういう組織の設置の有無について、これはちょっと議論いただきたいなというふうに考えています。三重県はこれを設置した上で、条例の改廃とかは、中身の改廃については常にやれるような体制をとっていると。この議論です。

２１条は、これは事務局機能の強化ですので、体制強化というところですから、これは特に問題ないと思います。

それから、２２条も、図書室が今ありませんので、応接のところを少し書架を買って、若干そこに置くというふうに、前議長さんのほうで予算はとっていただいておりますので、少しそこに物が置けると。

それから、２３条の最高規範性という問題ですね。最高規範性をこの条例に位置づけるのかどうか。最高規範性を位置づけてしまいますと、ほかの条例が整合を諮ると。さっき伊藤委員がおっしゃっていました政務調査費なんかも一緒ですね。この条例が決まることによって、ほかのものの整合をどう諮っていくのかという最高規範性の必要性について。大体よそのまちはほとんどこういう位置づけにはしてありますけれども、少しこれも。

あと、見直し手続は、これはいつも入れますので。

それと、済みません、忘れていました。１７条の政治倫理。要綱でいいのか、条例にまで格上げをして、この条例との整合を諮るべきなのかどうか。こちら辺が皆さんのほうに議論をしていただきたい部分でございます。

済みません、もう一つ抜けておりました。２４条の一番最後のところに、この条例の見直しをどこが行うのかということで、原案では議会運営委員会になっております。ですから、これがどこでやるのかという場所。その前の部分には、これは仮称ですけど、議会改革推進会議の設置というのをうたっております。ですから、ここで議論をするものなのか、それはただ議論する場で、実際にこの目的が達成されるかどうかは議運がやるとなると、ここはまた二重の組織形態みたいになってきて、これも少し議論はしておいたほうがいい

のではないかなと。改革会議を持つ意味と、検証するのは議運で、本当に十分、議運だけでいいのかという議論ですね。場の設置の問題であります。そこら辺が議論のポイントとしてお願いをしたいと。

10条は、他市はほとんどこういう表記ですので、こういうふうにはしてあります。ただ、行政当局からこういうふうに沿ったもので出てくるのかどうかというのは保障の限りではありませんが、議会としてはこういうものが必要なんだというところですね。

全体を通してでもよろしいですけど、今ちょっと説明をした中で、不明な点とか疑問点があれば先にお受けして、次回の中で議論を進めたいと思いますけれども、何かわからない点等があったら御発言をお願いしたいと思います。

済みません。ちょっと資料の見落としで申しわけないです。13条の政策形成及び政策提言、それから14条の反問権。反問権の付与ですね。「市長等」とありますけど、理事者側から議員に対して質問ができるという反問権の付与の問題。これはたしか少ないんじゃないですかね、反問権付与について。これも行政側に与えるのかどうかということですね。今は全く反問権はありませんので。

服部副委員長。

【服部副委員長】 市長と議会との関係というタイトルの中で、13条に政策形成及び政策提言とあるんですけども、これは市として議会側の問題やないかなと。要するに、議会がこういうことをしていかなあかんのと違うかというのがこの政策形成及び政策提言。だから、それをしておれば当然市長は受けるわけやから、ここをあえて市長と議会との関係でうたわなあかん項目なのかなという疑問があるんです。

以上です。

【竹井委員長】 ちょっと時間も大分押してきまして、きょうちょっと出した内容ですぐに御意見というのも難しいかと思いますが、考え方としては、今言いましたように、市長との提案の中には、いろんな資料を出しなさいよというか、要は、重要な政策についてはこういうものを全部わかるようにしてくださいよという提案をしていきたいということと、予算、決算についても同様ですよというふうなことを追記したということで少し御意見をいただきたいということです。

ただ、今、行政評価シートが出始めていますので、全くないわけではないというところでその辺も見えていただいて、もう少し不足している点や、こういうところが必要じゃないかということをもた議論していただきたいということです。

それから、11条は、今、基本構想しか議決しておりませんので、長期計画に関しては、事務局というか、こちらの案としては、せめて基本構想に基づく基本計画までは議決の範囲に入れる。これは大体よその市もほとんどそういうことで、その辺まで範囲は拡大をしております。それ以上になると、なかなかまた、じゃ、何をピックアップするのかということになりますので、一応10年以上の計画の中で議論していく必要があるかなと思って資料は提出をしましたので、他市の資料もございますので、その辺も委員の皆様で少し御意見をちょうだいできればと思っております。

それから、13条は、市長との関係でうたうのかというふうな御意見がございましたので、もう少しこの辺もほかの条項にこういうのがどこでうたっているのかチェックした上で、またこれも整理してお願いをしたい。

それから、反問権。これが一番重要な問題です。与えている市もあるし、与えていない市もありますし、与えてあっても余り行使された例がないとかってありますけど、そこまで幅広く議会が解釈をして、こちらにも質問していいよというところまで認めていくのかどうか。これは我々しか決められませんので。

それから、政治倫理は条例にまで格上げをするのかどうかということです。今は要綱です。先ほどの局長の説明でも、要領、要綱と。それは準則的なものと。本則ではないということですから、せっかくここまで章を起こすのであれば、条例も整備してみたらどうかということの部分をお願いしたいと思います。

それから、議員報酬は定数とも似たような表現でこれはせざるを得ないと思いますが、2の項、議会が提案をする場合ということがきっちり書いてありますので、この辺の議論もお願いしたいと思います。

それから、20条は、こういう会議みたいなものを、組織の編成が必要なのかどうかということです。これが仮に編成されたときは、24条のこの見直し規定の中での議運の取り扱い。議運がやるのかどうかということが1つ絡んでまいります。

それから、あとは事務局の体制整備、図書の充実。これは従前からずっと言っていることです。今の段階で御意見があれば、これもちょうだいしたいと思います。

最後に、最高規範性。まちづくり基本条例は最高規範性を持たないということで、意味がまたちょっと違いますけれども、議会基本条例の場合は、今まで全くなかったものですから、議会運営につかさどる条例が。それをもって、まずはこれを真ん中において、これに従った他の条例の見直しはきっちりこれと整合をとりなさいよということにするのかど

うか。これもほぼ多くの市が最高規範性をうたってはおります。この辺についても、その位置づけまでこの議会基本条例を高めていくのかどうかの議論をお願いしたいというふうに考えております。

一応１２時になりましたので、こちらからお願いした議論のポイントはそういうことでございます。

それと、あと、重要な政策とは何なのかということですね。多分に実施計画にはまるぐらいかなとは思っておりますけれども、それ以上の中で、例えば、予算額で決めるだとか、年数で決めるだとか、いろんな切り口もあろうかと思いますが、重要な政策とは何なのか。結構出てきますね、この重要な政策というのは。この考え方も少し御検討を願えればありがたいというふうに思います。

きょう提出しました資料についてはなかなか御意見をちょうだいできませんでしたので、次回に向けてぜひ御検討をお願いして、次回で結論を出せるようにこちらも頑張りますので、お願いをしたいと思います。

それでは、条例の２項については終わらせていただきます。よろしいですかね。

池田委員。

【池田委員】 さかのぼって申しわけないんですけど、意見交換会の試行要領。この部分の中で、第２条、毎年５月に開催するというこの１項って、５月という規定は何か意味があるのかしら。済みませんね、ちょっとさかのぼって。

【竹井委員長】 では、局長からお願いします。

【西川事務局長】 時期的に、５月ぐらいに意見交換会を開いていただきまして、そして、１１月に臨時会がいつもありますので、それまでにまとめていただいて市長へ提出する。そして、市長はその時点から予算に反映するものがあろうかと思しますので、予算の編成の時期と合わせて、逆算していきますと、５月ぐらいに住民の方との意見交換会を開いていただいて意見を集約していただかないと次の年の予算編成に間に合わないのではないかと、そういうふうな感覚で、５月ぐらいがいいのかなという、そういうことでございます。

【池田委員】 全く個人的な意見なんですけど、一般では１月で役員改正するところと、市民団体なんかね、４月で役員改正するところと、もし４月で役員改正するところがあれば、５月というのはちょっと早いのではないのかなと思ったりもね。もう少し議論、開催の単位を入れるのか入れないのか、入れるとしたら何月ぐらいがいいのかが必要かなと、

ちょっとそんなふうに思ったものですから。

【竹井委員長】 意見交換会についてはちょっとここでは議論しづらいというふうに考えています。議長と正副委員長で少し整理をしていただいて、今、池田委員がおっしゃられましたような運営要領も少しそこでもんでいただいて。常任委員会の委員長さんが全部つかさどっていますので、その意思入れが多分一番重要だというふうに考えております。日程はさかのぼると5日になっておりますけど、これはまたどこまで調整できる範囲なのか。これはここの委員会からちょっと飛び越えて、条例が決まればまた別のところで議論していただけるように。意見としては追記をしておきます。

それでは、時間になりましたので、次回開催だけ確認をして終わらせていただきます。

次회가、3月議会が目前になる時期ですが、一応2月22日か24日であり方委員会をやらせていただきたいと。理事懇談会は2月18日で開催をするように決めていただきましたので、それを受けて、22か24。23日がたしか休日ですので、また御予定のほうは確認をさせていただきますので、一応22か24をあけておいていただきたいということでございます。これできょうの議論をある程度固めて、3月、4月で精査していろいろ動きたいと考えております。ちょっと小坂委員がいらっしゃらないので、また伝えておきますので。22か24。ちょうど議運も終わって本会議の準備の期間ですけれども、申しわけありませんが、お願いをいたしたいと思います。よろしゅうございますかね、日程については。

あと、来月で全部の条例については整理をしたいというふうに考えておりますので、ぜひ皆さんのほうにもまたきょうの資料を持って帰っていただきまして、精査していただいて、またいろんな御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

また、きょう懸案になった項目につきましては、早く事務局に整理をさせて、皆さんのほうへまた届けるようにいたしますので、その段階でまた御意見があればお願いをしたいというふうに考えております。

それでは、ちょうど時間も2時間参りましたので、第20回のあり方の委員会を閉じさせていただきます。大変ありがとうございました。

— 了 —